

様

訪問看護サービス
利用契約書・重要事項説明書

社会医療法人社団 順心会

順心会訪問看護ステーション学園都市

〒655-0008 神戸市垂水区小東台 868-37

管理者 永井直美

電話 (078) 754-9164

FAX (078) 754-9165

訪問看護利用契約書

第1条 【訪問看護の目的及び内容】

1. 利用者が、ご家庭で、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるよう、訪問看護サービスを行います
2. サービスの内容は、病状などの観察、療養、看護、介護の方法のアドバイスや清潔、食事、排泄などをケアします。
また、リハビリテーション、床ずれの予防・処置、医療的な管理、終末期ケア
その他主治医の指示に基づく診療の補助を行います。

第2条 【契約期間】

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から6ヶ月とします。
2. 契約利用者からの解約の意思表示がない場合は、同一内容で継続します。

第3条 【個別サービス計画等】

1. 介護保険ご利用の場合、利用者とケアマネージャーが相談して「ケアプラン」が作成されます。このケアプランに沿って「個別サービス計画」を作成します。利用者に説明後、内容が了承・確認されましたら訪問看護サービスが提供されます。
2. 「個別サービス計画」の変更は、「ケアプラン」の範囲内であれば可能です。
変更を更に希望される場合には連絡ください。
3. 医療保険ご利用の場合、医師の指示の元ご利用者と相談行い個別サービス計画を作成します。

第4条 【サービス提供の記録等】

1. 訪問看護サービスが始まりましたら、「サービス提供記録書」にサービスした内容などを記入します。
2. 「サービス提供記録書」は整理して、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況などを説明させていただきます。
3. 「サービス提供記録書」は2年間保存しています。

第5条 【利用者負担金及び滞納】

1. 訪問看護サービスの利用料金（利用者負担金）は、「重要事項説明書」を参照下さい。
2. 利用料金を2ヶ月以上滞納した場合は、1ヶ月以上の期間を定めて利用料金の支払い催促を行います。更に期間満了までに滞納した場合は、契約解除を催告いたします。
3. 催告した場合、利用者の日常生活の維持を考慮し、ケアマネージャーにサービス計画の変更や介護保険外の公的サービスの利用などについて調整いたします。
4. 催告にも応じられなかった場合、または期間が満了した場合は文書により契約解除を通告いたします。

第6条 【利用者の解約権】

利用者は、いつでも契約を解除することができます。この場合1週間以上前までに連絡下さい。

第7条 【事業者の解約権】

利用者の著しい不信行為でサービスの継続が困難になった場合、ケアマネージャーに相談し、その理由を記載した文書により、この契約を解除させていただきます。

第8条 【契約の終了】

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了いたします。

- (1) 契約更新の同意が事前になされず、契約の有効期間が満了したとき。
- (2) 利用料金の滞納で契約解除の意思表示がなされたとき。
- (3) 利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) サービス提供事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
 - ② 利用者について、要介護認定が受けられなかったとき。
 - ③ 利用者が死亡したとき。

第9条 【損害賠償】

訪問看護の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者及び家族の生命、身体、財産に障害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害を賠償しますが、利用者または家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減じます。

第10条 【秘密保持】

訪問看護の提供にあたって知り得た、利用者または家族の秘密・個人情報は身体など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第11条 【苦情対応】

1. 利用者は提供されたサービスに不服がある場合には、事業者、ケアマネージャー、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 苦情の申し立て、または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 利用者が苦情を申し立てなどを行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条 【契約外条項等】

1. この契約および介護保険など関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法・医療保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途の契約が必要となります。

重要事項説明書

2024. 8. 1

1. 事業所の概要

事業所	順心会訪問看護ステーション学園都市
所在地	兵庫県神戸市垂水区小束台 868-37
提供可能サービス及び事業所番号	訪問看護 2860890371号
管理者および連絡先	永井 直美 (078) 754-9164
サービス提供地域	西区・垂水区・須磨区

2. 事業社の法人概要

法人格・名称	社会医療法人社団 順心会
所在地	兵庫県加古川市別府町別府 865 番地 1
代表者	理事長 栗原 英治
連絡先	(079) 430 - 0270
設立年月日	昭和 58 年 11 月 18 日

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類・業種	人 員
管理者	管理・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	8名 (常勤 3名・非常勤 5名)
理学療法士	訪問リハビリ	5名 (常勤 1名・非常勤 4名)
作業療法士	訪問リハビリ	1名 (常勤 0名・非常勤 1名)

4. 営業時間

- ・ 平日 (月～金) 9:00～17:30
- ・ 年末・年始 (12月30日～1月3日)「祝祭日」の扱いになります。

5. 利用料金について

重要事項説明書 (別紙) 参照

6. 自己負担金

郵便局のご指定口座より、ご利用月の翌月の10日に引落しをさせていただきます。

1回の引落しにつき10円の手数料がかかります。

引落しのご都合が悪い方は、現金徴収も可能です。

※ 利用者負担は、「法定代理受領 (現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合にはいったん利用者が利用料 (10割) を支払い、その後、市町村に対して保険給付分 (9割) を請求することになります。

7. 高齢者虐待防止について

- (1) 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (2006. 4. 1) が施行され関係機関として高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられました。
- (2) 事業者における虐待防止のために対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします) を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業者における虐待防止のために指針を整備します。
- (4) 虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。

神戸市の相談 通報窓口 各あんしんすこやかセンター

8. 相談窓口、苦情対応の窓口

ご相談や苦情などがございましたら、事業者の窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

順心会訪問看護ステーション学園都市
神戸市垂水区小束台 868-37 TEL 078-754-9164
管理者 永井 直美

事業所以外での相談窓口は、下記のとおりです。

神戸市福祉局監査指導部

TEL：078-322-6326（平日 8：45-12：00, 13：00-17：30）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL：078-322-5617（平日 8：45-17：15）

神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

TEL：078-371-1221（平日 9：00-17：00）

養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話

TEL：078-322-6774（平日 8：45-12：00, 13：00-17：30）

9. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害等の発生時において、利用者に対する介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

事業者は、感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. ハラスメントについて

- (1) 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談窓口等必要な体制を整備し職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合速やかに家族及び市町村等関係機関、介護支援専門員に連絡を行うとともに適正な対応を行います。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合その損害を倍書します。そのような場合に備え、損害賠償保険に加入しています。

13. その他 この度の改定において以下の内容が追加されました。

(要約)

- ・理学療法士等が訪問看護を提供している場合、利用者の状況や実施したリハビリテーションの情報を看護職員と共有すると共に訪問看護計画書及び訪問看護報告書について看護師・理学療法士・作業療法士で連携し作成しなければならない。
- ・これらの書類作成の為、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の把握・変化などに合わせた定期的な看護職員による訪問により利用者の状態について適切な評価を行う。
- ・理学療法士等による訪問看護12か月越えの評価の見直しを行う

上記の改定内容と順心会の理念である

【医療はいつでも全てのひとのために、医療とリハビリテーションの充実・普及】にて当事業所では、現在、理学療法士のみでの介入のご利用者様については、当事業所の看護師が定期的に訪問させていただき、状態観察などの評価を一緒にさせていただきます。

また、理学療法士等による訪問看護についてはケアプランと合わせた目標をもとに12か月で一度評価させていただきます。

【介護保険】

■ 特別管理加算 ターミナルケア加算について

1. 指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別に厚生大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、所定訪問事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1ヶ月につき 250 単位又は 500 単位を所定単位に加算する。
2. 在宅で死亡した利用者について、死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する指定訪問看護の提供を開始した指定訪問看護事業所の看護師等が、その死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合は、死亡月に月 2500 単位を所定単位に加算する。

■ 緊急時訪問看護加算 複数名訪問加算について

1. 別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して、当該基準により 24 時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時の対応を必要に応じて行う場合には、緊急時訪問看護加算として 1ヶ月につき 600 単位を、所定単位数に加算する。但し訪問した場合は別に介護保険に基づく利用料金を所定単位数に加算する。
2. 一人の利用者に対し必要に応じて、同時に 2 名の職員が訪問看護を行った場合
 - 30 分未満 254 単位
 - 30 分以上 402 単位加算する

サービス利用料及び利用者負担

	単 位	利用者選択権	利用者負担金
緊急時訪問看護加算	600	あり	650 円
複数名訪問看護加算	30 分未満		275 円
	30 分以上		435 円

緊急時訪問看護について

利用する

利用しない

年 月 日

訪問看護契約重要事項説明書（別紙）

2024年6月1日

介護保険の適用を受けて利用する方

区 分	訪問看護				介護予防			
	1回の 単位	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	1回の 単位	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
利用時間20分未満	314	340	680	1020	303	328	656	984
利用時間30分未満	471	510	1022	1533	451	488	978	1467
利用時間30分以上60分未満	823	892	1784	2676	794	860	1722	2583
利用時間60分以上90分未満	1128	1222	2446	3669	1090	1181	2364	3546
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (1回20分)(2回40分)(3回60分)	20分 294	318	638	957	20分 284	307	616	924
1日につき2回を超えて訪問看護を行う場合	40分 588	637	1274	1911	40分 568	615	1232	1848
1回につき所定単位数に90/100に乗じた単位数で算定する。6回/週を限度とする	60分 795	861	1724	2586				
特別管理加算	<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ 500 <input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ 250				542円/月 271円/月			
<input type="checkbox"/> 退院共同指導加算	600				650円/回			
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算	600				650円/月			
<input type="checkbox"/> 初回加算	<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ 350 <input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ 300				379円 325円			
サービス提供体制加算 (訪問時により設定された額に毎回加算される)	6				6~7円/回			
ターミナルケア加算	2500				2710円			
深夜加算 午後10時~午前6時	利用料金の50%加算							
夜間 午後6時~午後10時 早朝加算 午前6時~午前8時	利用料金の25%加算							
複数名訪問看護加算(身体状況や看護内容などより、複数名の訪問看護が必要な場合)	30分未満				275円/回			
	30分以上				435円/回			

- ・ 時間延長の場合、30分あたり2,000円の実費になります
- ・ 通常の訪問実施区域を超える場合以外は交通費の負担はありません
- ・ 理学療法士等による訪問看護の単位は12か月を超えた場合、5~23単位減算となる事があります。

・ 24 時間対応体制加算 ・ 特別管理加算

1. 別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、その定める営業日以外の日 及び営業時間外の時間において 利用者又は その家族からの電話等による連絡及び相談が直接受けられる体制が整備され、併せて 緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制が整備されている場合において 利用者の同意を得て、24 時間対応体制加算として 1 ヶ月につき、6520 円を加算する

・ 電話番号 078-754-9164

・ 携帯番号① 090-7882-1371

事務所が留守の場合でも、自動転送されます。

利用する ・ 利用しない

年 月 日

2. 指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別に厚生大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、所定訪問事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1 ヶ月につき 250 単位又は 500 単位を所定単位に加算する。

訪問看護契約重要事項説明書（別紙）

2024年6月1日

ア. 利用料（料金は別添参照）

医療保険の適用を受けて利用する方（利用料+交通費+その他の費用で構成されています）

区 分	利 用 料 金	
後期高齢者 医療受給者	基本料金	後期高齢者医療で定められた額
上記以外の方	健保・国保（本人と家族）	療養費総額の3割 未就学児2割
	乳幼児加算（6歳未満）	1500円/日 (負担額は各医療保険で定められた額)
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護	1回の訪問が90分を超える場合（小児・特別指示書対象者・特別な管理を要するもの）	週1回5200円 (15歳未満の超重症児等は3回/週)
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 看護師・理学療法士	4500円/週1回
	<input type="checkbox"/> 看護補助者	3000円/週3回
<input type="checkbox"/> 特別管理加算	<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	5000円
	<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	2500円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	退院前の病院との共同指導	8000円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	特別な管理を要するもの	2000円
<input type="checkbox"/> 退院支援指導者加算 (正式に訪問看護が開始されない場合においても算定可能)	退院日の訪問看護	6000円
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算	緊急時の連絡・訪問等	6520円
<input type="checkbox"/> 外泊時の訪問看護	試験外泊時の訪問看護	8500円
<input type="checkbox"/> ターミナルケア療養費	ターミナルケアを死亡日前14日以内に2日以上行った場合	25000円
<input type="checkbox"/> 夜間・早朝、深夜加算	夜間（18：00～22：00）	2100円
	早朝（6：00～8：00）	2100円
	深夜（22：00～翌6：00）	4200円

イ. 営業時間（月～金）以外（日 祝日）は休日料金 1000円が加算されます。

ウ. 12/30～1/3は休日料金 2000円 が加算されます。

エ. 時間延長（90分超）の場合 30分あたり2000円の実費になります。

時間外訪問の場合、30分あたり2000円の実費になります。

オ 交通費	片道4km未満	0円
	4～8km	100円
	8km～	200円

カ 死後の処置料 10.000円

訪問看護利用料金

【医療保険】

回数	基本利用料			合計	自己負担金		
	基本料	管理費	24時間対応体制加算		1割負担	2割負担	3割負担
1	5550	7670	6520	19740	1940	3950	5920
2	11100	10670	6520	28290	2830	5660	8490
3	16650	13670	6520	36840	3680	7350	11050
4	22200	16670	6520	45390	4540	9080	13620
5	27750	19670	6520	53940	5390	10790	16180
6	33000	22670	6520	62190	6220	12440	18660
7	38850	25670	6520	71040	7100	14210	21310
8	44400	28670	6520	79590	7960	15920	23880
9	49950	31670	6520	88140	8810	17630	26440
10	55500	34670	6520	96690	9670	19340	29010
11	61050	37670	6520	105240	10520	21050	31570
12	66600	40670	6520	113790	11380	22760	34140

自己負担金はあくまでも目安で、上記金額とは若干の誤差が生じます。

週4日以上の訪問については、4日目から基本料が6550円になるため、金額が上記の表上若干異なります。

1日に2回の訪問については、基本料金が4500円が加算されます。

1日に3回以上の訪問については、基本料金が8000円が加算されます。

* 下1桁四捨五入計算

* 必要に応じて情報料1500円を請求する場合があります。

* 1回の訪問時間は看護内容により1回30分から90分となります

2024年6月1日現在

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、主治医への状態報告 介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要な場合。

2. 使用する期間

令和 年 月 日 からサービス終了まで

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと。

以 上

利 用 者 住所 〒 —

神戸市 区

氏名 _____

電話番号 () —

利用者家族 住所 〒 —

神戸市 区

氏名 _____

電話番号 () —

令和 年 月 日

利用者様・御家族の方へ

1. 利用者様の病状が不安定、またご心配がある時はご連絡下さい。病状に合わせて訪問又は主治医に連絡し指示を仰ぎます。
TEL 078-754-9164（事務所不在時転送されます）
2. 訪問時間にお伺いさせて頂く様、努力はしていますが、緊急の訪問、交通事情により、訪問時間に間に合わない事がありご迷惑をおかけすることもあると思います。
その場合は電話にて連絡させていただきます。
3. 担当者がインフルエンザ、コロナ感染等により長期出勤出来ない場合、他の担当スタッフ、管理者、受け持ちでないスタッフの順で対応させていただきます。場合により時間の変更、曜日の変更、お休みをお願いすることもあるかもしれませんが、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
4. 介護保険証、健康保険証、受給者証、マイナンバーカードなど、更新・変更時には写しを頂きます。
5. ステーションでは、看護学生の実習を受け入れています。
事前に、お伺いいたしますので、実習受け入れがご無理な方は、遠慮なく申し出て下さい。
可能な方は、ご協力宜しくお願い致します。
6. ご利用者様、ご家族様と共に、望まれる生活を一緒に考え、問題となる事を明確にし、解決できるよう計画を立てて関わらせていただきたいと思います。

順心会訪問看護ステーション学園都市

【サービス提供責任者等】

サービス提供者責任者は「永井 直美」です。サービスについての相談や不満がある場合には、いつでも連絡下さい。

サービスを提供する主な 看護師等は ()
理学療法士・作業療法士は () です。

なお、都合により看護師等を変更する場合には事前に連絡いたします。

【説明確認】

サービスの契約締結にあたり、令和 年 月 日 前記本契約及び重要事項を説明を受け、利用申し込みに同意します。

説明者 ()

利用者	住所	〒 _____
	氏名	
	電話	(_____) _____

※ 代理人を選任した場合

代理人	住所	〒 _____
	氏名	続柄
	電話	(_____) _____

※ 本人と共に契約意志を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行なえる場合に記載してください。

事業者	
住所	〒655-0008 神戸市垂水区小東台 868-37 社会医療法人社団 順心会
理事長	栗 原 英 治
名称	順心会訪問看護ステーション学園都市